

1 題名

届出対象病原体等の運搬の届出等に関する規則

2 根拠となる法令の条項

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第56条の27第1項、第2項及び第5項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号。以下「令」という。）第21条及び第22条並びに警察法施行令（昭和29年政令第151号）第13条第1項

3 制定の趣旨及び概要

(1) 趣旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律（平成18年法律第106号。以下「改正法」という。）により、一種病原体等、二種病原体等及び三種病原体等の運搬について届出制が設けられたことを受けて、届出の手続、運搬に際しての指示事項等について定める。

(2) 概要

ア 届出の手続（第1条）

法第56条の27第1項の規定による病原体等の運搬の届出の手続等について定める。

イ 運搬証明書（第2条）

法第56条の27第1項の運搬証明書の様式について定める。

ウ 指示（第3条）

法第56条の27第2項の規定により都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が指示することができる事項を、次のとおりとする。

(ア) 運搬手段

(イ) 届出対象病原体等の積卸し又は一時保管をする場所

(ウ) 車両により運搬する場合における届出対象病原体等の積載方法、当該車両の駐車場所及び車列の編成

(エ) 見張人の配置その他届出対象病原体等への関係者以外の者の接近を防止するための措置

(オ) 届出対象病原体等の取扱いに関し知識及び経験を有する者の同行

(カ) 警察機関への連絡

(キ) (ア)から(カ)までに掲げるもののほか、届出対象病原体等の盗取、所在不明その他の事故の発生を防止するために必要な事項

エ 運搬に関する検査（第4条）

法第56条の27第5項の規定により警察官が行う運搬に関する検査の場所等について定める。

オ 運搬証明書の記載事項の変更の届出（第5条）

令第21条の規定による運搬証明書の記載事項に変更を生じた場合における公安委員会への届出の手續について定める。

カ 運搬証明書の再交付の申請（第6条）

令第22条の規定による運搬証明書を喪失し、汚損し、又は盗取された場合における公安委員会への申請の手續について定める。

キ その他（附則）

改正法の施行の日（平成19年6月1日を予定）から施行することとする。